

医師確保対策に関する意見書

国は、医師の需給状況を踏まえ、令和5年度以降、臨時定員を含む医学部総定員を減員する方向で取りまとめようとしている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症への対応により、全国では依然として医療状況は逼迫しており、地域における医師不足の状況はさらに深刻を増しており、将来的な医師数等の医療提供体制に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響等を十分に検証した上で、慎重に行われるようお願いする。

(新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた医師の需給推計)

医師の需給推計については、2029年頃に日本全体として医師需給が均衡し、以降は過剰となると推計しているが、都道府県単位での将来需給に関する情報が提供されていない状況では、地域の医療を預かる都道府県としては将来の医師不足の不安を払拭しきれない。また、新型コロナウイルス感染症の発生により、これまでの前提は改める必要があり、働き方改革の取組状況を反映することが必要なことから、その影響を考慮し慎重に推計を見直すこと。なお、その際には、新興感染症等の感染拡大時にも必要な医療が提供できる体制を確保するため、地域に必要な供給量を再検証するとともに、都道府県が事前に検証できるようデータや計算過程等を明確に示し、十分説明を行うこと。

(医学部定員増の継続等)

医学部定員については、需給推計を踏まえ、段階的に臨時定員を含む総定員を減員する方向で検討が進められているが、地域枠の設定が医師の地域偏在の改善に資する効果をより明確化し、また、改善が明確でない診療科偏在の是正策が確立するまでは、医学部臨時定員増とする現行制度を継続すること。併せて、臨床研修医の定員数や専攻医定員数へのシーリングの設定などについては、地方での医師確保の努力や取組（へき地等に一定期間勤務することを義務づけている地域枠の設置等）を損なうことがないよう地域医療の実態を十分に把握した上で慎重に検討を行うこと。

(今後の地域枠の必要数の算出)

地域枠については、将来時点(2036年)における医師数が不足する医療圏がある都道府県において、不足分の合計数を必要数とし、大学に要請できる方向で検討が進められているが、地域の実情に応じ、地域枠が設置できるよう、都道府県知事が必要とする数を別途要請することも可能な制度とすること。

令和3年3月4日

全国知事会社会保障常任委員会
委員長 鳥取県知事 平井 伸治